

投資信託受益権振替決済口座管理規程 新旧対照表

(下線部分が変更点)

新	旧
<p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>お客さま</u>が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係る<u>口座</u>（以下「振替決済口座」といいます。）を青梅信用金庫（以下「当金庫」といいます。）に開設するに際し、当金庫と<u>お客さま</u>との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(振替決済口座)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当金庫は、<u>お客さま</u>が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、<u>お客さま</u>から当金庫所定の申込書により<u>お申し込みいただきます</u>。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」その他の関係法令の規定に従い、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)を当金庫にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当金庫は、<u>お客さま</u>から振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、<u>お客さま</u>にその旨を連絡します。</p> <p>3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。<u>お客さま</u>には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p>	<p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>お客様</u>が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係る<u>お客様の口座</u>（以下「振替決済口座」といいます。）を青梅信用金庫（以下「当金庫」といいます。）に開設するに際し、当金庫と<u>お客様</u>との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(振替決済口座)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 当金庫は、<u>お客様</u>が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、<u>お客様</u>から当金庫所定の申込書により<u>お申し込みいただきます</u>。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」その他の関係法令の規定に従い、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）を当金庫にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当金庫は、<u>お客様</u>から振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、<u>お客様</u>にその旨を連絡します。</p> <p>3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。<u>お客様</u>には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p>

(契約期間等)

第4条 (略)

2 この契約は、お客さま又は当金庫からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当金庫への届出事項)

第5条 (略)

(振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。

① ～ ⑦ (略)

2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、当金庫所定の日までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入のうえ、お届けの印鑑により記名押印してご提出ください。

① (略)

② お客さまの振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③ ～ ⑤ (略)

3 (略)

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5 (略)

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当金庫は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当金庫で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(契約期間等)

第4条 (同左)

2 この契約は、お客様又は当金庫からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当金庫への届出事項)

第5条 (同左)

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。

① ～ ⑦ (同左)

2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当金庫所定の日までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入のうえ、お届けの印鑑により記名押印してご提出ください。

① (同左)

② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③ ～ ⑤ (同左)

3 (同左)

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5 (同左)

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当金庫で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第8条 お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当金庫が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、信金中央金庫が当金庫に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受け取り、当金庫が信金中央金庫からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまの指定預金口座に入金します。

(お客さまへの連絡事項)

第11条 当金庫は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまに通知します。

- ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客さまに対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫のお客さま相談室に直接ご連絡ください。

3 (略)

4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客さまからの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(担保の設定)

第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当金庫が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、信金中央金庫が当金庫に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受け取り、当金庫が信金中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、お客様の指定預金口座に入金します。

(お客様への連絡事項)

第11条 当金庫は、投資信託受益権について、次の事項をお客様に通知します。

- ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客様に対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫のお客さま相談室に直接ご連絡ください。

3 (同左)

4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

第12条 お届出の印鑑を失ったとき、又は印鑑、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票の写し等の必要書類の提出または共通番号のご提示を願うこと等があります。

2 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 (略)

第13条 (略)

(当金庫の連帯保証義務)

第14条 機構又は信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証します。

① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は信金中央金庫において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

② その他、機構又は信金中央金庫において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第15条 当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当金庫が販売会社となっていない銘柄その他の当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当金庫は、当金庫における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第16条 振替決済口座は、お客さまが第17条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第17条第3項各号のいずれかにでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(届出事項の変更手続き)

第12条 お届出の印鑑を失ったとき、又は印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票の写し等の必要書類の提出または共通番号のご提示を願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 (同左)

第13条 (同左)

(当金庫の連帯保証義務)

第14条 機構又は信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証します。

① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は信金中央金庫において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

② その他、機構又は信金中央金庫において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第15条 当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当金庫が販売会社となっていない銘柄その他の当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当金庫は、当金庫における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第16条 振替決済口座は、お客様が第17条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第17条第2項各号のいずれかにでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

第17条 この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4～6営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当金庫所定の解約依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出し、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権の残高がある場合には当該投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金し、金銭によりお返しすることがあります。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

(削除)

- ① お客さまが手数料を支払わないとき
- ② お客さまについて相続の開始があったとき
- ③ お客さまがこの規定に違反したとき
- ④ 当金庫が定める一定期間振替決済口座の残高がないとき

(削除)

⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

3 前項のほか、次の各号のいずれかにでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客さまに通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権の残高がある場合には当該投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、投資信託受益権を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。

- ① お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合
イ ～ へ (略)
- ② お客さまが、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
イ ～ ホ (略)

4 (略)

5 第1項又は第2項に基づく振替決済口座の解約に際して、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権を換金する場合には、当金庫の定める方法により、お客さまの指示によって換金したうえ、金銭により返還を行います。

第18条 (略)

(解約等)

第17条 新設

次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権の残高がある場合には当該投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金し、金銭によりお返しすることがあります。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

① お客様から解約のお申し出があったとき

② お客様について相続の開始があったとき

③ お客様が手数料を支払わないとき

④ お客様がこの規定に違反したとき

⑤ 当金庫が定める一定期間振替決済口座の残高がないとき

⑥ お客様が第21条に定めるこの規定の変更に同意しないとき

⑦ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

2 前項のほか、次の各号のいずれかにでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権の残高がある場合には当該投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、投資信託受益権を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。

- ① お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合
イ ～ へ (同左)
- ② お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
イ ～ ホ (同左)

3 (同左)

4 第1項又は第2項に基づく振替決済口座の解約に際して、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権を換金する場合には、当金庫の定める方法により、お客様の指示によって換金したうえ、金銭により返還を行います。

第18条 (同左)

(個人情報等の取扱い)

第 19 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当金庫は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として以下のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして当金庫が判断する場合には、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

① ～ ③ (略)

(免責事項)

第 20 条 (略)

① (略)

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ ～ ⑥ (略)

(この規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2021年11月 1日現在

青梅信用金庫

(個人情報等の取扱い)

第 19 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当金庫は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として以下のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして当金庫が判断する場合には、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

① ～ ③ (同左)

(免責事項)

第 20 条 (同左)

① (同左)

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ ～ ⑥ (同左)

(この規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、変更されることがあります。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

平成28年 4月 1日現在

青梅信用金庫

附 則

この改正は、平成28年 4月 1日から施行する。

平成21年 1月 5日 制定

平成22年 7月 1日 改正

平成24年12月25日 改正

平成25年 4月 1日 改正

平成28年 4月 1日 改正

2021年11月 1日 改正

附 則

この改正は、平成28年 4月 1日から施行する。

平成21年 1月 5日 制定

平成22年 7月 1日 改正

平成24年12月25日 改正

平成25年 4月 1日 改正

平成28年 4月 1日 改正